

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)
地域名 (地域内農業集落名)	平石 (平石)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域は高齢化・過疎化が進み離農、後継者の不足が深刻化している状況である。農事組合法人の事業を縮小・解散し、地域の70代が中心となって以前からあった営農組合の取組を再開することとした。認定農業者は果樹・農産加工等の自家経営が主とした経営となっている。地区は水稻の栽培が中心で、緑肥作物を利用した減農薬・減肥料栽培・鳥獣害防止対策・農業機械の共同利用・農地の保安全管理を行っている。地域の課題として、農業者の高齢化や若年層の流失による農業者の減少、近年の豪雨災害や獣害被害の拡大、農業経費の増加等であり、その結果、農業の魅力を見いだせず、後継者や新規就農者等が生まれない。
主な作物: 水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の一部の作物を、生産性の高い果樹栽培へ転換する計画があり、新たな人材(農業経営者)も含めた農業の多様性を見出していきたい。作業効率の良い農地での耕作・管理を積極的に行うことで、農業経営者への集積を図る。地域の特色を移住者目線から発信することで、移住促進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・地域の農業者と認定農業者に新規認定農業者を加えた中で、農地の集積や利用促進を目標とする。 ・農用地の集積、集団化を進めるため、退職者又は新規就農者、作業委託者等の人材を確保し、農作業機械の共同利用を行う。作業条件の良い農地を中心に集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内に農地を所有しており、農業を継続できない方の相談・指導等の利用。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を一部実施予定。施工開始：令和6年度 施工完了予定：令和8年度
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
移住支援組織や農業関係の人材バンクとの連携。各種必要技術の取得など農業に取り組むための相談、支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻の共同防除(ドローン)や農業機械のリース、作業委託などの取組。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害策の共同購入・設置や狩猟免許の取得支援を行う。
- ② 緑肥植物の播種(レンゲ)の取組。
- ⑦ 猪の畦畔崩壊防止のための柵(電柵)設置、農地の草刈り、水路管理の共同作業、資材購入。
- ⑧ 共同機械倉庫施設の管理修繕、農道、水路の修繕。